

電子管の寿命時間に関する特約条項

第1条 乙は、契約物品の寿命時間に関しては（ ）時間について担保の責めを負うものとする。ただし、担保時間は契約物品の納入の時から1年を限度とする。

第2条 使用時間は、契約物品を納入した後のヒート・タイムを累計した時間とする。